b)　WRCは決議第20（WRC-03、改）により、「航空通信を高度化しようとしている発展途上国への支援を継続するようICAOに要請する」よう事務総局長に指示することを決議したこと。

c)　固定業務(FS)における固定無線アクセスシステムとFSSにおける超小型地球局(VSAT)との間の3400-3700MHzの周波数帯における共用方法に関するITU-R勧告SF.1486

d)　ブロードバンド無線アクセスシステムとFSS網との3400-4200MHzの周波数帯における両立性の研究に関するITU-R報告S.2199

e)　IMT-Advancedシステムと固定衛星業務における静止衛星通信網との3400-4200MHzの周波数帯及び4500-4800MHzの周波数帯における共用研究に関するITU-R報告M.2109

以下をITU-Rに要請することを決議し、

考慮事項c)で言及された航空機の安全運航と気象情報の確実な配信に関わる衛星通信に用いられる既存及び将来の3400-4200MHzの周波数帯FSS地球局を支援するための第一地域の幾つかの国における可能な技術上及び規制上の措置を研究すること。

以下を要請し、

無線通信部門の全構成員、ICAO及びWMOに対しこれらの研究に寄与すること。

以下を無線通信局長に指示し、

上記、ITU-Rに要請することの決議事項に対応して適切な措置を検討する目的で、WRC-15への報告の中にこれら研究の結果を盛り込むこと。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するICAO及びWMOの注意を喚起すること。

改　決議第205（WRC-12、改）　406-406.1MHzの周波数帯の移動衛星業務で運用するシステムの保護に関する決議

世界無線通信主管庁会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　世界無線通信主管庁会議（1979年ジュネーブ）は406-406.1MHzの周波数帯を地球から宇宙への方向の移動衛星業務に分配したこと。

b)　第5.266号の規定は、406-406.1MHzの周波数帯の使用を、小電力の衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）に制限していること。

c)　移動業務に関する世界無線通信主管庁会議（1983年ジュネーブ（WARC-MOB-83））は、無線通信規則に全世界的な遭難安全制度の導入及び開発のための規定を設けたこと。

d)　衛星EPIRBの使用は、この制度の不可欠な要素であること。

e)　遭難安全制度のために留保する周波数帯と同様に、406-406.1MHzの周波数帯は、全ての有害な混信から完全に保護を受ける権利があること。

f)　第5.267号及び第4.22号並びに付録第15号（表15-2）は、下側隣接帯域（390-406MHzの周波数帯）及び上側隣接帯域（406.1-420MHzの周波数帯）で運用するシステムを含むシステムの全ての発射から406-406.1MHzの周波数帯域内の移動衛星業務（MSS）を保護することを要求していること。

g)　ITU-R勧告M.1478は、406-406.1MHz周波数帯において、帯域外の広帯域発射及び狭帯域スプリアス発射から、EPIRB信号を受信する種々の型の衛星搭載機器を保護するための要求事項を提供していること。

h)　隣接帯域で運用している多数の送信機からの発射を合計した結果及び低電力の遭難ビーコン送信の検出を行う宇宙局の受信機に結果として生じる危険に関して、適切に行うべき研究が必要であること。

以下を更に考慮し、

a)　一部の主管庁は、警報機能を備え、かつ、遭難事故の位置決定を支援するために406-406.1MHzの周波数帯で運用する実用的な低高度の、極軌道衛星通信（Cospas-Sarsat）の開発及び運用を初めに実施したこと。

b)　何千もの人命が、最初は121.5MHz及び243MHzにおいて、引き続いて406-406.1MHzの周波数帯において衛星搭載遭難ビーコンの検出機器を使用して救出されたこと。

c)　406MHz遭難信号の送信は静止軌道衛星、地球低軌道衛星及び地球中軌道衛星に搭載される多くの機器によって中継されること。

d)　これらの発射のデジタル処理は遭難における捜索と救助当局の支援要員を助けるための正確かつ即時的で信頼できる遭難警報及び位置データを作ること。

e)　国際海事機関（IMO）はCospas-Sarsatシステムで運用される衛星EPIRBが全世界的な海上遭難安全制度（GMDSS）の一部を構成することを決定したこと。

f)　406-406.1MHzの周波数帯の周波数の使用の監視によると、これらの周波数は無線通信規則第5.266号の規定により許可された局以外の局によっても使用されており、これらの局は移動衛星業務、特に、Cospas-Sarsatシステムによる衛星EPIRB信号の受信に有害な混信を生じさせていることがあること。

以下を認め、

a)　遭難及び安全の目的のための業務にのみ分配された周波数帯が有害な混信を受けないことは、人命及び財産の保護のために不可欠であること。

b)　406-406.1MHz周波数帯に近傍における移動システムの発展が、最近多くの国において検討されていること。

c)　406MHzの捜索・救助システムの世界的な監視により世界の多くの区域において406-406.1MHzの周波数帯における雑音の測定値が高い値を示していることから、この移動システムの発展は、将来の遭難・安全通信の信頼性に関して重大な関心を生じていること。

d)　衛星EPIRB信号が検出できなくなるような危険性を伴い、406MHzの衛星中継器及び受信機を劣化させる帯域外発射から、406-406.1MHzのMSS周波数帯が影響を受けないようにしていくことが必須であること。

以下に留意し、

a)　406MHzの捜索・救助システムは、世界航行衛星システムに406-406.1MHzの中継器を設置することで強力になるだろうこと。

b)　この宇宙機に搭載する捜索・救助用機器の強力な配備は、アップリンクのより広い設置面積及び衛星の個数の増加により地理的なカバー範囲を改善し、遭難警報送信の遅れを減らすであろうこと。

c)　これらの宇宙機がより広い設置面積を有する特性であること及び衛星EPIRB送信機から低電力送信が可能であることは隣接帯域の送信機からの雑音を含む電磁雑音の総